

御杖村請負業者等選定要領の一部を改正する告示

御杖村請負業者等選定要領(平成 31 年御杖村告示第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条各号列記以外の部分中「御杖村において執行する」を「御杖村が発注する」に改め、「(以下「応募要件の設定」という。)」を削り、「及び指名競争入札に参加する又は随意契約の相手方となる業者」を「並びに指名競争入札の指名業者及び随意契約の相手方」に改め、「(以下「指名業者等の選定」という。)」を削り、「この要領」を「この告示」に改め、同条第 1 号中「建設工事等(」を削り、「規定する建設工事」の次に「(以下「建設工事」という。)」を加え、「建築関係」、「土木関係建設コンサルタント業務」、「補償関係コンサルタント業務」及び「をいう。)」を削り、同条第 2 号中「建設工事等を除く業務の委託、」を削り、「重要物品の購入等」を「物品の購入」に改める。

第 2 条第 1 項中「応募要件の設定及び指名業者等の選定を厳正かつ公平に」を「前条に規定する事項の審査を」に改め、同条第 2 項中「若干名」を削り、同条第 4 項中「、事業担当課長」を「及び発注担当課長」に、「あてる」を「充てる」に改める。

第 4 条を削り、第 5 条を第 4 条とし、第 6 条から第 8 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 9 条第 1 項を次のように改める。

審査会は、次に掲げる事項について審査を行う。

- (1) 一般競争入札の応募要件の設定
- (2) 指名競争入札の指名業者の選定
- (3) 随意契約の相手方の選定

第 9 条第 2 項各号列記以外の部分中「前項」を「前項第 3 号」に改め、同項第 3 号を次のように改める。

- (3) 一者随意契約のうち、システム及びシステム関連機器の保守業務並びにシステム改修業務に関するもの

第 9 条第 2 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号を第 2 号とし、同項に第 1 号として次の 1 号を加え、同条を第 8 条とする。

- (1) 予定価格(単価契約にあっては年間所要見込額)が御杖村契約規則(昭和 40 年御杖村規則第 1 号)第 17 条第 1 項各号に規定する額以下となるものの

第 10 条の見出し中「応募要件の設定及び」を削り、「選定」を「選定等」に改め、同条第 1 項ただし書中「建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 2 条第 1 項に規定する」を削り、「、舗装工事」を「及び舗装工事」に改め、「(格付け)」を削り、同項第 2 号中「仕様物件の取扱可能な者及び仕様物件に応じた業者能力の良好な者」を「役務の仕様に対応可能な能力を有する者又は仕様物件の納品可能な者」に改め、同項第 3 号中「恐れがないと認められる者」を「おそれがないと認められるもの」に改め、同項第 4 号中「その他、」を「その他」に改め、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「応募要件」を「一般競争入札の応募要件」に、「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条を第 9 条とする。

第 11 条各号列記以外の部分中「に参加する業者(以下「指名業者」という。)」を「の指名業者」に改め、同条を第 10 条とする。

第 12 条ただし書中「よりがたい」を「より難しい」に改め、同条を第 11 条とする。

第 13 条を第 12 条とし、第 14 条を第 13 条とする。

附 則

この告示は、令和 7 年 3 月 1 日から施行する。